

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第7 議案第47号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行う必要があることから、関係条例の一部改正を提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第47号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条 開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右側が改正前、左側が改正後になります。

まず、条例改正の趣旨でございます。人事院では、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、給与と特別給、いわゆるボーナスに関する調査を行っております。本年の調査では、月例給、特別給のいずれも民間が上回っているという結果になりました。この結果を踏まえ、平成28年8月に、月例給及び期末勤勉手当等に関する人事院勧告がなされました。

内容といたしましては、月例給では、0.17%、いわゆるボーナスでは0.1月分、民間が高いという結果となり、公務員の給与を改定するというものであります。

また、神奈川県の人件委員会においても、同様に月例給及び特別給についての引き上げを勧告しております。

人事院勧告の具体的な内容としましては、月例給では、20代の若手層の場合、約1,000円、30代以上では、月約400円程度の増額となるものです。

また、勤勉手当について、一般職の職員を0.1月分増とするものです。これによ

り、年間総支給月数4.3月分となります。なお、再任用職員については、0.05月分増とし、年間総支給月数は2.25月分とするものです。

また、あわせて特別職の期末手当を0.1月分増とする勧告がなされておりますので、勧告どおり0.1月分増とするものです。これにより、特別職の期末手当は1.725月分となります。

開成町職員の給与につきましては、原則人事院勧告に基づき定めております。

過去にも基本は人事院勧告に基づいて給与を定めております。これまでも増とする場合に限らず、減とする場合でも、基本同様に対応してきているところでございます。

また、近隣の市、町も、今回の人事院勧告どおり実施することとしており、均衡の原則という観点からも、本町も同様の対応とさせていただきたく、条例改正を提案するものでございます。

それでは、1ページになります。第17条第2項第1号では、再任用以外の職員の勤勉手当の支給割合を定めております。100分の80を100分90に改めるものでございます。

1ページおめくりください。同条第2号、再任用職員について定めるものになります。

以下、別表につきましては、新しい給料表となります。この改正は、平成28年4月1日にさかのぼって適用するものとなります。

それでは、6ページ、7ページをお開きください。第2条開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。先ほど御説明いたしました、勤勉手当の支給割合ですが、平成29年度からは6月、12月とも同率とすることとなっております。再任用以外の職員では、それぞれ0.85月分、再任用職員では、0.4月分とするものです。適用は、平成29年4月1日からとなります。

引き続きまして、開成町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正になります。人事院勧告では、内閣総理大臣等の特別職の期末手当についても、0.1月分増とすることとなったことから、当町におきましても、同様に0.1月分増とするものでございます。年間総支給月数は、先ほど御説明いたしましたとおり、3.25月分となります。

8ページをお開きください。第4条で、一般職の任期付き職員の給与を改正するものです。これも人事院勧告によるものでございますが、特定任期付き職員の給料月額について、1号給と2号給について、それぞれ1,000円引き上げるものであります。なお、現在開成町には、特定任期付き職員はおりません。

以下、附則となっております。この条例は公布の日から施行することとなっておりますが、第2条の改正規定は、平成29年4月1日から施行することとし、それ以外の改正規定は、平成28年4月1日から適用する旨を定めたものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第47号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。